

## 千葉県団体旅行優待プロモーション事業 実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響により特に落ち込んだ団体旅行需要を回復するため、予算の範囲内において、関東、南東北、中京地域から本県を訪れ、千葉県内を周遊する団体ツアーの造成を支援する千葉県団体旅行優待プロモーション事業（以下、「本事業」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものである。

### (事務局)

第2条 公益社団法人千葉県観光物産協会（以下、「協会」という。）から本事業の事務局業務を受託した近畿日本ツーリスト株式会社が事務の取扱いを行う。

2 事務局の名称は、千葉県団体旅行優待プロモーション事務局（以下、「事務局」という。）とする。

### (支援対象者)

第3条 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けた旅行事業者（以下、「事業者」という。）であり、かつ日本国内に事業所及び銀行口座を有しているものとする。

### (支援対象期間)

第4条 原則として、下記の期間に催行される団体ツアーを対象とする。ただし、支援対象期間内であっても、支援金の額が予算に達した場合は、その時点で終了する。

令和4年11月24日（木）から令和5年6月30日（金）まで

※ただし、令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）までを除く

### (支援対象地域)

第5条 支援対象地域は、千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山形県・宮城県・福島県・静岡県・愛知県を発着する団体ツアー（募集型企画旅行、受注型企画旅行の区別は問わない。なお、手配旅行は不可。）とする。

### (支援要件)

第6条 支援要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、千葉県内を周遊する10名以上の団体ツアーであること。日帰り、宿泊は問わない。
- (2) 千葉県内の観光施設を2か所以上利用すること。
- (3) 宿泊旅行については、千葉県内の宿泊施設において1泊以上すること。
- (4) 千葉県の観光PRや市場拡大に貢献する魅力あるテーマを盛り込むこと。
- (5) 事務局が求める取組みに同意し、実行すること。

(支援金額)

第7条 前条の支援要件を満たした団体ツアーの支援金額については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 支援要件を満たした団体ツアーを催行した旅行会社1事業所当たり3万円(税別)を支援

※ただし、支援は1回限りとする。

(2) 日帰旅行について、1団体ツアー当たり5万円(税別)を支援

(3) 宿泊旅行について、1団体ツアー当たり10万円(税別)を支援

(4) 貸切バス加算

1団体ツアーにおいて、複数台の貸切バスを同一行程で使用する場合は、2台目以降について、1台当たり5万円(税別)を加算

(5) 運転手加算

宿泊旅行において、貸切バスの運転手が千葉県内に宿泊する場合は、1名につき1泊1万円(税別)を加算

(6) 東京湾フェリー加算

東京湾フェリー(片道又は往復)を利用した団体ツアーについては、2万円(税別)を加算

(支援申請)

第8条 支援を受けようとする事業者は、ツアー出発日の原則14日前までに、電子システムにて支援申請するものとする。

2 支援申請の際に添付する書類については次のとおりとする。

(1) 誓約書

(2) 行程が明記された募集チラシ案又は行程表

(3) その他事務局が必要と認めるもの

(審査結果の通知)

第9条 事務局は、申請内容を審査の上、支援の可否を決定し、事業者に通知する。

なお、審査内容についての問い合わせは受け付けない。

(申請内容の変更・取消し)

第10条 事業者は、申請内容の変更・取消しをする場合は、速やかに事務局へ報告し、事務局の承認を得なければならない。

(実施報告)

第11条 事業者は、団体ツアーの終了日から1週間以内に、電子システムにて実施報告するものとする。

2 実施報告の際に添付する書類については次のとおりとする。

(1) 最終行程が確認できるもの

以下の①又は②のいずれか1つを提出すること。

①募集チラシ

・予定どおりに催行した場合に限る。

②最終行程表等

・旅行会社作成の最終行程が分かるもの。

(2) 観光施設の利用、ツアー人数及び催行日が確認できるもの

以下の①又は②のいずれか1つを提出すること。

①施設利用証明書（事務局様式）

※利用施設の押印があるものに限る。

②有料観光施設、食事施設等の領収書の写し等

ツアー参加者が10名以上であることを確認でき、かつツアー催行日が確認できること。

※利用施設が発行したのものに限る。

(3) 宿泊利用証明書（事務局様式）

第7条第1項第3号の支援を受ける場合は提出すること。

※利用施設の押印があるものに限る。

(4) 貸切バス利用証明書（事務局様式）

第7条第1項第4号の貸切バス加算を受ける場合は提出すること。なお、加算の対象となる貸切バスだけでなく、本ツアーで利用した貸切バスすべての台数について証明を受けること。

(5) 貸切バス運転手が宿泊したことを確認できるもの。

第7条第1項第5号の運転手加算を受ける場合は提出すること。ただし、上記(3)の書類で、貸切バス運転手の宿泊を確認できる場合は、本書類と兼ねることができる。

(6) 東京湾フェリー利用時の乗船券控えの写し等

第7条第1項第6号の東京湾フェリー加算を受ける場合は提出すること。

(7) その他事務局が必要と認めるもの。

(支援金の支払い)

第12条 事務局は、実施報告の審査が完了した日の属する月の翌月末日までに、事業者へ支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第13条 支援金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本要領の規定に従うこと。

(2) 事業者は、本事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 事業者は、前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(状況報告及び調査)

第14条 千葉県（以下、「県」という。）、協会及び事務局は、必要に応じて事業者から本事業について報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の返還)

第15条 事業者がこの要領の規定に違反した場合又は不正な申請を行った場合は、県、協会及び事務局は、支援金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた事業者は、県、協会及び事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(事業の中止又は停止)

第16条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、本事業による支援を中止又は停止することがある。支援を中止又は停止した場合、事業者に対して、取消料等のいかなる費用も補償しない。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

令和5年3月13日 一部改正（支援対象期間）

この要領は、令和5年3月13日から施行する。

附 則

令和5年5月8日 一部改正（支援要件）

この要領は、令和5年5月8日から施行する。